



当金庫は、銀行法等（信金法を含む）の一部を改正する法律の公布に基づき、「信用金庫電子決済等代行業者との連携および協働に係る方針」を制定しましたので公表いたします。

当金庫は、当該方針を基本として、お客様の利便性や経営効率化にお役に立てるよう、フィンテック企業などの外部企業と連携し、新たな金融サービスの創出と高度化を目指して参ります。

📄 「信用金庫電子決済等代行業者との連携および協働に係る方針」

以 上